

第3次鹿児島市男女共同参画計画（前期）

計画の視点	
視点1	すべての人が輝く持続可能な活力ある社会の実現
視点2	連携・協働で進めるジェンダー主流化
視点3	さまざまな困難を抱える女性に対するきめ細かな支援
視点4	女性の活躍による地域経済の活性化
視点5	ジェンダーに基づく暴力を許さない社会の実現

基本目標	施策の方向		推進施策		視点
Ⅰ 男女共同参画理念のさらなる浸透 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会 SDGs 4,5,10,16	1	男女共同参画社会の形成に向けた意識改革	(1)	固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	1 ・ 2 ・ 3
			(2)	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	
			(3)	男女共同参画に関する情報の収集と活用	
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(1)	幼少期からの家庭教育の支援	
			(2)	学校等での男女共同参画教育の推進	
			(3)	生涯にわたる学習機会の充実	
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 多様性を認め合い誰もが個性と能力を発揮できる社会 SDGs 1,2,3,4,5,8,10,11,16,17	1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)	審議会等への女性の参画推進	
			(2)	女性市職員の採用・登用拡大	
			(3)	女性の能力開発と人材育成の支援	
	2	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進 【女性活躍推進計画】	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
			(2)	女性の就業支援	
			(3)	事業所の女性活躍の取組支援	
	3	ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】	(1)	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	
			(2)	職場環境の整備	
			(3)	家庭生活等の支援	
	4	地域・防災における男女共同参画の推進	(1)	地域活動における男女共同参画の促進	
			(2)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
	5	一人ひとりの人権の尊重と自立への支援	(1)	多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	1 ・ 2 ・ 3
			(2)	生涯を通じた健康支援	
Ⅲ 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進 誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会 SDGs 4,5,16	1	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 【DV対策基本計画】	(1)	DV防止に向けた意識啓発の強化	1 ・ 2 ・ 3 ・ 5
			(2)	相談体制と被害者支援の充実	
			(3)	関係機関との連携強化関係機関との連携強化	
	2	男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進	(1)	暴力防止に向けた意識啓発と被害者支援	

第3次鹿児島市男女共同参画計画（後期）

計画の視点		(変更点)	(備考)
視点1	すべての人が輝く持続可能な活力ある社会の実現		
視点2	連携・協働で進めるジェンダー主流化		
視点3	さまざまな困難を抱える女性に対するきめ細かな支援		
視点4	女性の活躍による地域経済の活性化		
視点5	ジェンダーに基づく暴力を許さない社会の実現		

基本目標	施策の方向		推進施策		視点	(推進施策の変更点)	(備考)
Ⅰ 地域社会における男女共同参画の意識啓発の推進 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会 SDGs 4,5,10,16	1	男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの推進 文言修正（国計画の第9分野を助案）	(1)	固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報・啓発	1 ・ 2 ・ 3	文言修正（総計後期素案を助案）	市長マニフェスト
			(2)	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し			
			(3)	地域社会における男女共同参画の状況把握と情報収集		文言修正（国計画の第9分野を助案）	
	2	男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(1)	幼少期からの家庭教育の支援			
			(2)	学校等での男女共同参画教育の推進			
			(3)	生涯にわたる学習機会の充実			
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 多様性を認め合い誰もが個性と能力を発揮できる社会 SDGs 1,2,3,4,5,8,10,11,16,17	1	政策・方針決定過程への女性の参画促進 文言修正（総計後期素案を助案）	(1)	審議会等への女性の参画推進			
			(2)	市職員における女性の登用の推進		文言修正（国計画の第1・2分野を助案）	市長マニフェスト
			(3)	女性の能力発揮と人材育成の支援		文言修正（女性登用の前提部分、内容は国計画の第3分野助案）	市長マニフェスト
	2	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進 【女性活躍推進計画】	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4		
			(2)	女性の就業支援			
			(3)	事業所の女性活躍の取組支援			
	3	誰もが働きやすい環境づくりの推進 【女性活躍推進計画】 文言修正（国計画の第1分野を助案）	(1)	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発		文言修正（国計画の第1分野を助案）	
			(2)	仕事と生活の両立を支える職場環境の整備		文言修正（国計画の第1分野を助案）	
			(3)	家庭生活と仕事の両立を支える支援の充実			
	4	地域・防災における男女共同参画の推進	(1)	地域活動における男女共同参画の促進			
			(2)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進			
	5	一人ひとりの人権の尊重と自立への支援	(1)	性別にかかわらず安心して暮らしやすい環境づくり	1 ・ 2 ・ 3	文言修正（総計後期素案を助案）	
				生涯を通じた健康支援			
			(3)	困難を抱える女性への包括的な支援		文言修正（国計画の第7分野、女性支援新法を助案）	【参考】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）
Ⅲ 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進 誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会 SDGs 4,5,16	1	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 【DV対策基本計画】	(1)	DV防止に向けた意識啓発の強化	1 ・ 2 ・ 3 ・ 5		
			(2)	相談体制と被害者支援の充実			
			(3)	関係機関との連携強化			
	2	男女共同参画を阻害する暴力への対策の推進	(1)	暴力防止に向けた意識啓発と被害者支援			